

○ 宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 管理委託を受けた者の氏名及び住所について（規則第16条の4の3第12号 <u>アパート等の賃貸においても区分所有建物の場合と同様、重要事項説明書に管理者の氏名、住所及び賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年国土交通省告示第998号）第5条第1項第2号の登録番号を記載し、その旨説明することとする。ただし、賃貸住宅管理業者登録規程の登録を受けていない場合には、管理者の氏名及び住所を記載し、説明することとする。</u></p> <p>13 （略）</p>	<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 管理委託を受けた者の氏名及び住所について（規則第16条の4の3第12号 <u>アパート等の賃貸においても区分所有建物の場合と同様、<u>管理者の氏名及び住所を説明するものとする。</u></u></p> <p>13 （略）</p>